

委任契約に基づき履行割合に応じた報酬の請求可

# 相続税の申告期限に間に合わず、 税理士損害賠償責任事件に発展

長らく税理士業務を行っていたら、誰しも税理士損害賠償のリスクがないとはいえず、不運にもクライアントから訴えられるケースがある。本特集では、クライアントから訴えられた2件の税理士損害賠償請求事件を紹介する。1件目は、相続税の法定申告期限内に申告できなかったというものの、税理士法人が委任契約を締結する際に、申告期限に間に合わない旨を説明していたことで原告の請求は棄却されている。また、2件目は、税務調査の結果、青色申告の承認取消処分等が行われることになったが、調査の際に税理士法人の説明不足があったとして訴訟に至ったもの。原告の請求は棄却されているが、クライアントである原告の対応もさることながら税理士法人側の調査時及びその後の対応にも疑問符がつくものとなっている。

## 委任契約は法定申告期限までに間に合わない可能性を前提に締結

1件目は、相続税の法定申告期限内に申告手続が完了しなかったため、相続人であり、かつ、クライアントでもある原告から税理士法人（被告）が訴えられた事件である（令和7年7月17日判決、令和6年（ワ）第9056号、令和6年（ワ）第18329号）。相続税申告手続の委任契約がいつ成立したかが争点となっている。

原告は、税理士法人（被告）との間で、相続税申告手続の委任契約をし、被告には委任契約に基づき相続税の法定申告期限内に相続税申告手続を完了すべき善管注意義務があったにもかかわらず、これを怠って手続を完了させなかったため、他の税理士に委任し相続税申告手続を行わざるを得なくなり、加えて無申告加算税及び延滞税の支払いを余儀なくされたと主張し、税理士法人に対し、不法行為に基づき2,300万円余りの損害賠償請求を

行ったものである。一方、税理士法人側は、原告の所得税の申告を完了したにもかかわらず、所得税申告委任契約に基づく報酬11万円を支払っておらず、また、相続税申告書の最終稿を作成して原告に交付したにもかかわらず、原告が一方的に委任契約を解除したため、既履行分の報酬として400万円の支払い（合計411万円）を求めている。

原告は、令和4年11月初旬頃に被相続人の相続税申告手続を依頼し、被告の税理士法人代表者はこれを快諾したとするが、税理士法人側は、委任契約が成立したのは令和5年1月21日と主張（表1参照）。なお、法定申告期限は令和5年3月10日であった。

東京地方裁判所（大野元春裁判官）は、原告と被告代表者との間のショートメッセージのやり取りを見ても、令和4年11月頃に亡母の相続税の問題について話題に上っている